

政 治・經 濟

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙はすべて黒鉛筆(HB)〈シャープペンシルは、HB 0.5 mm 以上の芯であれば使用可〉で記入することになっています。
(万年筆・ボールペン・サインペンなどを使用してはいけません。)
- III 解答用紙右端の出席票に印刷されている受験番号を確認してください。間違いがなければ氏名欄に署名し、切取線から切り離してください。
- IV 試験時間は 60 分です。
- V 問題は 18 ページで大問 4 問です。

マーク記入上の注意

1. 解答欄にマークするときは、HBの黒鉛筆で次の正しい例のように、濃く正確にぬりつぶしてください。

2. マークのしかた

(ア) 正しい例

a 解答が 1 つの場合、例えばイと解答するときは

(1)	○	●	○	○	○
-----	---	---	---	---	---

のように、マークしてください。

b 解答が 2 つの場合、例えばイとウと解答するときは

(1)	○	●	○	○	○
	○	○	●	○	○

または (1) ○ ○ ● ○ ○

のように各 1 つずつマークしてください。

(イ) 悪い例

(1)	○	○	○	○	○
(2)	○	●	○	○	○
(3)	○	○	○	○	○
(4)	○	○	○	○	○
(5)	○	●	●	○	○

○印でかこむ。

全部をぬりつぶしていない。

レ印をつける。

印をつける。

1 棚に 2 つ以上マークする。

} このような記入をしてはいけません。

3. 一度記入したマークを訂正する場合は、消しゴムで完全に消してから記入しなおしてください。

(1)	○	●	○	○
-----	---	---	---	---

のように×印をしても消したことにはなりません。

4. 解答用紙を折り曲げたり、破ったり、また汚したりしないでください。

[I] 次の文章を読んで、問(A)～問(C)に答えなさい。

政府が活動を行うためには財源が必要となり、その財源として大きなものが租税である。

我が国の租税制度は、国税と地方税、直接税と間接税に分けられるが、このような租税制度は、明治期に整備されたものである。

明治政府は、富国強兵などの政策を実施する上で安定した歳入を確保することが必要として、江戸時代の米穀の収穫量を基準とする税制から、土地所有を対象とする国税である地租を導入して金銭で納税させることにした。

明治期には地租は主要な国税であったが、昭和初期においては、(1)税、貿易に係る(2)税などの間接税の租税に占める比率が高く、生活に必要な調味料である(3)やタバコを国が販売する専売収入も財源として大きなものであった。

我が国の租税制度は、昭和 24 年のシャウプ勧告によって大きく変化し、所得税や(4)税といった直接税が国税の中心的なものとなり、戦前の主要な国税であって課税対象品を販売するに当たって国から免許を受けなければならない(1)税の税収に占める比率は低下していった。

我が国の高度経済成長期においては税収も順調に増加したが、昭和 48 年の石油ショックにより(4)税を中心として税収が減少するなどにより大幅な財政赤字が発生したため、財政再建が大きな政策課題となっていました。この財政再建策の一環として行財政改革も進められ、例えば戦後に(3)やタバコの販売を担当していた日本専売公社が昭和 60 年に(5)内閣により民営化され、日本たばこ産業株式会社が発足している。

(4)税と並ぶ主要な直接税である所得税については、石油ショック後においても名目的な賃金上昇を反映し、累進税率の適用もあって増加を続けたが、国民の重税感が増大したこともあり、新たな税として消費税の導入が検討されることになった。

消費税の導入については、まず、昭和 54 年に(6)内閣により「一般消費税」の導入が閣議決定され、昭和 62 年には(5)内閣により「売上税」法案が国

会に提出されたが、いずれも実現しなかった。そして、(7)内閣の下で「消費税」法案が国会に提出されて成立し、平成元年4月に消費税が導入されている。
②

問(A) 文中の(1)～(7)に入れるのに最も適当な語句を下記の語群から一つ選び、その記号をマークしなさい。

[語群]

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|----------|
| (ア) 関 | (イ) 酒 | (ウ) 塩 | (エ) 砂糖 |
| (オ) 醤油 | (カ) 住民 | (キ) とん | (ク) 法人 |
| (ケ) みそ | (コ) 輸出 | (サ) 事業所 | (シ) 竹下登 |
| (ス) 大平正芳 | (セ) 小渕恵三 | (ソ) 固定資産 | (タ) 宮澤喜一 |
| (チ) 小泉純一郎 | (ツ) 中曾根康弘 | (テ) 橋本龍太郎 | |

問(B) 下線部①に関して、シャウプ勧告を契機とする昭和20年代の税制改正についての説明として最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 直接税では国民が自分の税負担額を把握しやすくなり、納税意識や税の用途に対する意識を高めることになるため、民主化された社会では直接税を中心とするのが好ましいとされた。
- (イ) 所得税では累進税率が採用されているため、戦後のインフレーションの影響で、実質的な賃金の上昇率を超えて税額が増加し実質的に増税となってしまうことから、所得税の仕組みを改善することが求められた。
- (ウ) 所得税の納付率を上げるため、自営業者やサラリーマン(従業員である給与所得者)など改正後の所得税法により納税義務があるとされたすべての者に対し、直接、税務署に申告することを義務付けることとされた。
- (エ) 高額所得者に対する所得税率が著しく高率であったため、高額所得者の税法に対する遵法意識が低下し、かえって税制の公平性(所得水準に従った垂直的な公平性)が損なわれるおそれがあったことから、所得税の仕組みを改善することが求められた。

問(C) 下線部②に関して、消費税については、その検討時に、それまでの販売価格に消費税額を上乗せして販売できるか(消費税を購入者に転嫁できるか)、納税事務が煩雑ではないかなどの懸念が企業から示される一方、消費者からは便乗値上げが行われるのではないかなどの懸念が示されていた。このため、平成元年に消費税が導入される際には、このような懸念に対し消費税を円滑に導入できるようにするための方策が講じられている。この消費税導入当時の政府の方策として最も適当でないものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

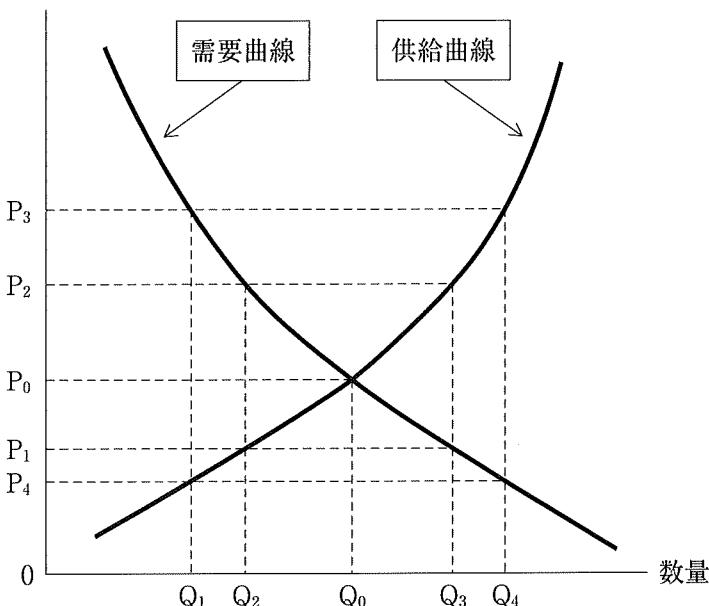
- (ア) 地方公共団体や商工会議所などの経済団体の協力を得て、全国各地で消費税についての説明会を実施した。
- (イ) 中小企業が個別に対応するのでは購入者である取引先大企業への消費税の転嫁が難しいこともあるため、中小企業が共同で転嫁活動を行うことが認められた。
- (ウ) 会社ではない個人経営の企業では企業規模が小さく消費税の納付手続などの事務処理を円滑に行なうことが難しいことから、個人経営の企業を一律に免税事業者として、消費税の納付義務がないこととされた。
- (エ) 消費税の表示方法は外税方式(本体価格と消費税額を別に表記する方法)でも内税方式(消費税込みの販売価格の総額を表記する方法)でもよいとされたものの、外税方式では、消費税額を明示することで消費税が転嫁されているか否かが分かりやすくなり、かつ、便乗値上げも行われにくくなるため、外税方式のほうが望ましいとした。

[II] 次の文章を読んで、問(A)～問(I)に答えなさい。

財・サービスは一般的に希少なものであり、誰もが思うままに利用することはできない。したがって、需要と供給とを調整する何らかのシステムが必要となる。このようなシステムの一つが市場であり、市場では、価格を通じて需給が調整される。以下の図1はある財の完全競争市場における需給を示したものである。

図1

価格



問(A) 図1に関して、価格が P_1 である時の市場の状態として最も適当なものを

次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) (P_2 マイナス P_1) で表される超過需要の状態
- (イ) (P_2 マイナス P_1) で表される超過供給の状態
- (ウ) (Q_3 マイナス Q_2) で表される超過需要の状態
- (エ) (Q_3 マイナス Q_2) で表される超過供給の状態
- (オ) 需給均衡の状態

問(B) 図1に関して、問(A)の設問文の状態から、市場は今後どのように変化することになるか。最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 価格は上昇し、その結果、超過需要は縮小する。
- (イ) 価格は下落し、その結果、超過需要は拡大する。
- (ウ) 価格は上昇し、その結果、超過供給は縮小する。
- (エ) 価格は下落し、その結果、超過供給は拡大する。
- (オ) 価格は変化せず、その結果、需給の状況も変化しない。

問(C) 図1に関して、価格が P_2 である時の市場の状態として最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

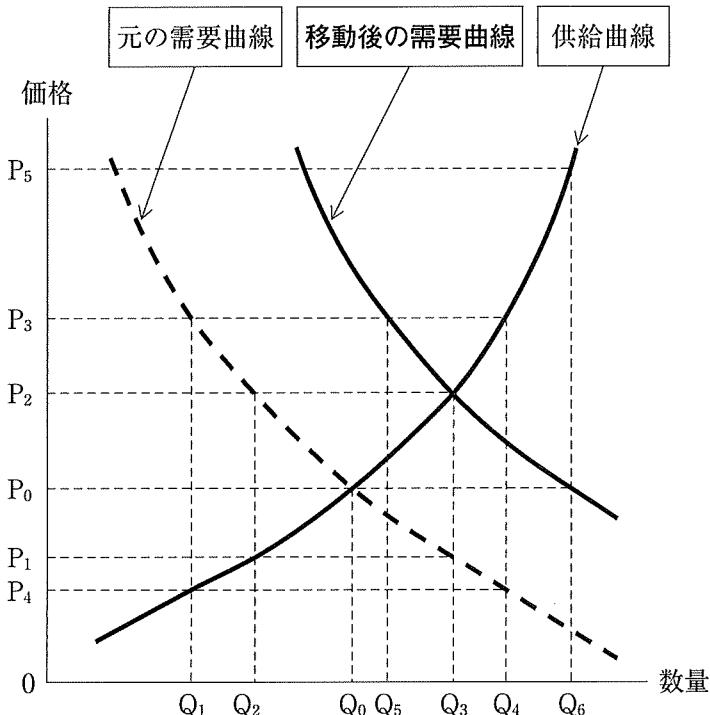
- (ア) $(P_2 \text{ マイナス } P_1)$ で表される超過需要の状態
- (イ) $(P_2 \text{ マイナス } P_1)$ で表される超過供給の状態
- (ウ) $(Q_3 \text{ マイナス } Q_2)$ で表される超過需要の状態
- (エ) $(Q_3 \text{ マイナス } Q_2)$ で表される超過供給の状態
- (オ) 需給均衡の状態

問(D) 図1に関して、問(C)の設問文の状態から、市場は今後どのように変化することになるか。最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 価格は上昇し、その結果、超過需要は縮小する。
- (イ) 価格は下落し、その結果、超過需要は拡大する。
- (ウ) 価格は上昇し、その結果、超過供給は拡大する。
- (エ) 価格は下落し、その結果、超過供給は縮小する。
- (オ) 価格は変化せず、その結果、需給の状況も変化しない。

以下の図2は、ある理由により図1の状態から需要曲線だけが右へ移動した状態を示している。問(E)～問(I)は、需要曲線移動後の市場の状態について問うものである。

図2



問(E) 図2に関して、価格が P_0 である時の市場の状態として最も適当なものを

次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) $(Q_6 - Q_0)$ で表される超過需要の状態
- (イ) $(P_5 - P_0)$ で表される超過供給の状態
- (ウ) $(Q_6 - Q_0)$ で表される超過供給の状態
- (エ) $(P_5 - P_0)$ で表される超過需要の状態
- (オ) 需給均衡の状態

問(F) 図2に関して、問(E)の設問文の状態から、市場は今後どのように変化することになるか。最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 価格は上昇し、その結果、超過需要は縮小する。
- (イ) 価格は下落し、その結果、超過需要は拡大する。
- (ウ) 価格は上昇し、その結果、超過供給は縮小する。
- (エ) 価格は下落し、その結果、超過供給は拡大する。
- (オ) 価格は変化せず、その結果、需給の状況も変化しない。

問(G) 図2に関して、価格が P_2 である時の市場の状態として最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) (P_2 マイナス P_1)で表される超過需要の状態
- (イ) (P_2 マイナス P_1)で表される超過供給の状態
- (ウ) (Q_3 マイナス Q_2)で表される超過需要の状態
- (エ) (Q_3 マイナス Q_2)で表される超過供給の状態
- (オ) 需給均衡の状態

問(H) 図2に関して、問(G)の設問文の状態から、市場は今後どのように変化することになるか。最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 価格は上昇し、その結果、超過需要は縮小する。
- (イ) 価格は下落し、その結果、超過需要は拡大する。
- (ウ) 価格は上昇し、その結果、超過供給は拡大する。
- (エ) 価格は下落し、その結果、超過供給は縮小する。
- (オ) 価格は変化せず、その結果、需給の状況も変化しない。

問(I) 図2に関して、需要曲線が移動した理由としては一体何が考えられるか。

最も適当なものを次の(ア)～(オ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) この財の原材料価格が上昇したから。
- (イ) この財の原材料価格が下落したから。
- (ウ) 消費者の所得が減少したから。
- (エ) 消費者の所得が増加したから。
- (オ) 技術進歩により、この財の生産コストが低下したから。

〔III〕 次の文章を読んで、問(A)～問(F)に答えなさい。

1980年代後半の日本経済では、土地や株式などの(1)の急激な上昇、投資の対GDP比率の上昇による経済活動の過熱、世の中に出現する通貨量の拡大が^①起きていた。これらはバブル経済の特徴で、日本は1980年代後半から1990年代初頭にかけてバブル経済を経験した。1990年代にはいると、(1)の下落が続き、バブル経済が崩壊した。その後、日本は長期かつ深刻な不況に悩まされ、「(2)」と表現される景気低迷期を経験することになった。

バブル経済崩壊後、企業は金融機関から借りた資金の返済が困難となり、金融機関は巨額の(3)を抱えこむこととなった。金融機関は保有する株式の価値が目減りして自己資本比率が低下することを回避するため、企業への新たな資金の貸し出しを抑制する(4)を行った。1990年代後半になると、大手金融機関の破綻やバーツの暴落が引き金となって起こった(5)などの影響もあり、金融不安が高まることになった。

日本政府は、バブル経済崩壊後に景気の低迷や物価の下落^④といった状況から脱出するために、巨額の公債を発行するなど数度にわたる経済政策を実施した。金融不安が高まり、金融システムの安定化を図る必要が出てきた1990年代半ばになると、日本政府は預金者の不安を抑えるために(6)の凍結を行ったり、金融機関に公的資金を注入したりした。また、日本政府は旧大蔵省から金融の検査・監督部門を分離させた新たな組織として(7)を設置することも行った。

その一方で、日本銀行は、1990年代初頭から数度にわたり公定歩合を引き下げ、金融緩和を実施した。1990年代後半になると、日本銀行は政策金利である無担保コールレート(オーバーナイト物)を0%に誘導するゼロ金利政策を実施し、2001年になると、操作目標を無担保コールレート(オーバーナイト物)から日銀当座預金残高に変更し、この量を高める(8)を実施した。日本銀行は(8)を2006年に解除した。ところが、2008年になると米国のサブプライムローン問題に端を発する(9)、そして世界金融危機が起きたため、金融緩和を通じた景気刺激策が急務となった。

2012年からは大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の3つを掲げた

(10)が実施されることとなった。バブル経済崩壊後、日本政府と日本銀行による政策対応で一時的に景気が回復する局面も観測された。しかし、実感の伴う景気回復が起きたとは評価されにくい。そのため、日本政府と日本銀行は適正な政策運営を模索しながら、将来の日本経済に必要な政策を実行していくことが必要となるだろう。

問(A) 文中の(1)～(10)に入れるのに最も適当な語句を下記の語群から選び、その記号をマークしなさい。

[語群]

- | | | |
|---------------|------------------|-------------|
| (ア) アジア通貨危機 | (イ) 資産価値 | (ウ) ペイオフ |
| (エ) 不良債権 | (オ) G D P デフレーター | |
| (カ) リーマン・ショック | (キ) 赤字国債 | (ク) M 1 |
| (ケ) 失われた 10 年 | (コ) 金融庁 | (サ) レーガノミクス |
| (シ) 貸し渋り | (ス) 預金保険制度 | (セ) 財テク |
| (ソ) 昭和恐慌 | (タ) 金融監督庁 | (チ) 預金 |
| (ツ) 世界大恐慌 | (テ) 量的緩和政策 | (ト) 三位一体の改革 |
| (ナ) アベノミクス | (ニ) 構造改革 | (ヌ) 財務省 |

問(B) 下線部①に関して、通貨の機能の一つである価値尺度を説明するものとして最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 会社から 30 万円の給料が支給されたが、10 万円は使用せず、将来のために手元に残しておくことにした。
- (イ) コンビニで昼食用のパンを購入しようとした際に、パン 1 個に対して、120 円の値段がついていた。
- (ウ) 訪問販売で購入した未使用的カメラ 1 台が必要でないと感じ、購入先に返品をしたら、その代金が全額返金された。
- (エ) 両親からもらったお小遣いを使って、欲しかった参考書 2 冊の代金を本屋に支払い、それらを手に入れた。

問(C) 下線部②に関して、その説明として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 自己資本比率は、社債や借り入れの金額を総資産の金額で割ることによって計算される。
- (イ) 國際金融業務を行うためには、自己資本比率が8%以上であることが必要とされる。
- (ウ) 自己資本比率は銀行の健全性の基準として示すもので、国内金融業務を行う銀行に対して、その値が4%以上8%未満までの範囲内であることが必要とされる。
- (エ) 金融機関の監査・検査の強化のため、自己資本比率が一定水準以上の金融機関に対して、日本銀行のみが早期是正措置を実施する権限を持つ。

問(D) 下線部③に関して、景気安定化のための財政政策の説明として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 景気が過熱したときに、公共事業を減らしたり、税金を減らしたりすること
- (イ) 景気が過熱したときに、公共事業を増やしたり、税金を減らしたりすること
- (ウ) 景気が悪化したときに、公共事業を増やしたり、税金を増やしたりすること
- (エ) 景気が悪化したときに、公共事業を減らしたり、税金を減らしたりすること

問(E) 下線部④に関して、その説明として最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 物価が持続的に下落することをデフレーションといい、これは不況期よりも好況期に起こりやすい現象である。
- (イ) 物価の下落と好況が相互に作用し、経済活動に対して影響を及ぼす現象のことをデフレスパイナルという。
- (ウ) 物価が下落すると、債務の実質的な価値が高くなることで実質的な返済額が増加するため、新たな投資意欲が抑制されることになる。
- (エ) 物価の下落は、通貨の過剰発行や有効需要の増大によって、需要が供給を上回ることから生じる。

問(F) 下線部⑤に関して、日本政府あるいは日本銀行が関わった出来事A～Dを古いものから順番に並べたとき、3番目に入るとして最も適当なものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- A 「マイナス金利」の導入が決定した。
- B TPP 11協定が署名された。
- C 「量的・質的金融緩和」の導入が決定した。
- D 消費税が8%に引き上げられた。

- (ア) A
(イ) B
(ウ) C
(エ) D

〔IV〕 次の会話文を読んで、問(A)～問(D)に答えなさい。

姉：今日は何の映画を観てきたの？

弟：まず、『アバター』という邦画を観てきたんだ。

姉：邦画？ 洋画じゃなくて？ どんな映画なの？

弟：高校でいじめられていた主人公があることをきっかけに学校内に巨大なサークルを作つて君臨するという話なんだ。主人公はやがて同級生を殺害するんだ。

姉：……。なかなか大胆なストーリーね。

弟：主人公は16歳くらいの設定なんだけど、もし殺人で検挙されたらどうなるんだろう？

姉：殺人事件を犯したと疑われる人が16歳の場合、少年法が適用されるわ。この場合、成人の場合とは異なって、(1)は直ちに地方裁判所に公訴提起することができない。(1)は、(2)裁判所に事件を送致し、送致された(2)裁判所が調査をして、審判を開始するか判断するわ。(1)は、(2)裁判所から事件が送致(いわゆる逆送)された後に初めて、この16歳の人を公訴提起することになるの。

弟：少年法が適用されるのは20歳未満だっけ？

姉：そうよ。でも、今、少年法の適用年齢を引き下げるかどうか法制審議会で検討されているの。

弟：そうなんだ。

姉：「少年法の適用年齢を引き下げて18歳未満とし、従来、『少年』として成人とは異なる扱いを受けてきた18歳及び19歳の者を成人として扱うべきである」という見解が主張されているわ。でも、この見解に対しては、実際に犯罪を行つた18歳及び19歳の者が比較的軽微な犯罪で検挙された場合、これまでとは異なつて成人として扱われるようになることで、犯罪性を除去又は低減し、再犯を予防するための様々な働きかけである「矯正処遇」の対象でなくなる人がたくさん出てきてしまうとの批判も強いの。具体的には、これまでであれば、少年院送致とするほどではないが、矯正処遇が必要であるとし

て、保護観察とされてきたような18歳及び19歳の者の事案で、18歳及び19歳の者が成人として扱われるようになると、(a)とされたり、(a)とされずに公訴提起されて裁判所で(b)が科されたりして、彼らに矯正処遇を行う機会がなくなり、再犯が増加する危険性があるからなの。

弟：ありがとう。勉強になったよ！

姉：それで、次に何の映画を観たの？

弟：『リトル・フォレスト』の夏編・秋編・冬編・春編を通して観てきたんだ。

『アバター』の主演女優がこの映画でも主演をしているんだ。

姉：そんな長い時間によく座っていられるわねえ。どんな映画なの？

弟：東北地方の小さな村の中の集落「小森」で暮らす主人公の話なんだ。小森での暮らしは自給自足で、主人公のいち子は畑や野山で採れるものを材料にして食事を作り、日々を過ごしているんだ。全編を通して大きな事件は起こらなくて、小森での日々の暮らしが描かれているんだ。四季の変化を感じさせる日本の原風景のような景色と宮内優里の音楽が、主演している女優の演技と相まって作品を彩っているよ。

姉：前にYouTubeで予告を見たことがあるのを思い出したわ。確か、主人公は母親と2人暮らしだったけれど、主人公が高校生のときに母親が突然家を出て行ってしまって、主人公が1人で生活していくことになったんだよね。

弟：そうだよ。

姉：児童虐待だよね、親が18歳未満の子どもを1人残して出奔するなんて。

① ②
弟：……、確かにそうだよね。

姉：養育すべき親が子どもを残して家を去ってしまう話を聞くと、私は、米軍基地から盗み出した拳銃で相次いで4人を殺害した永山事件を思い起してしまうわ。

弟：その事件の犯人は、5歳のときに自分を含めた子ども4人だけで極寒の網走へ置き去りにされたと聞いたことがあるよ。彼は、殺人事件を犯した当时、19歳だったんだよね。

問(A) 文中の(1), (2)に入れるのに最も適当な語句を漢字で解答欄に記入しなさい。

問(B) 下線部①について、次の問(1)～問(3)に答えなさい。

問(1) 児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならないと定めている。この通告を電話で行うことができる全国共通ダイヤルを数字3桁で解答欄に記入しなさい。

問(2) 都道府県や政令指定都市等に設置されているある機関の長は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者から通告を受けた場合、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法により、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じて当該児童の一時保護を行い、さらに児童養護施設等の児童福祉施設に入所させる措置を要すると認めるときには、都道府県知事又は政令指定都市等の市長に報告することとされている。この機関の名称を漢字5字で解答欄に記入しなさい。

問(3) 被虐待児童を児童養護施設等の児童福祉施設に入所させるにあたっては、都道府県知事又は政令指定都市等の市長による「措置」が用いられることとされているが、福祉サービスの領域において「措置」が用いられる場面は減少している。「措置」に代わって増加していくことが期待されているのは、商品の売買や賃貸借の取引などと同じように、サービスの受け手である利用者とサービスの提供者との間で、提供されるサービスに係る取引の内容を合意・約束する法律行為により福祉サービスの提供が行われることである。取引の内容を合意・約束するこの法律行為の名称を漢字2字で解答欄に記入しなさい。

問(C) 児童虐待の防止等に関する法律第2条は児童虐待について4つの類型を定めている。このうち、下線部②について、親が18歳未満の子どもを1人残して出奔^{しゅっぽん}することは、同法第2条第3号の類型に当てはまるが、その類型は一般に何と呼ばれているか、カタカナ5字で解答欄に記入しなさい。

問(D) 文中の(a), (b)に入れるのに最も適当な語句を以下の資料1～資料6で用いられている語句(漢字のみのもの)の中から選び、解答欄に記入しなさい。

[資料1]

(1)が行う起訴処分には、公判請求と略式命令請求があり、起訴を行わない場合には、〈1〉訴訟条件(親告罪の告訴等)を欠くことを理由とするもの、〈2〉事件が罪にならないことを理由とするもの(心神喪失を含む。)、〈3〉犯罪の嫌疑がないこと(嫌疑なし)又は十分でないこと(嫌疑不十分)を理由とするもののほか、〈4〉犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないこと(起訴猶予)を理由とするものなどがある。

2017年の起訴猶予率は、64.8%である。起訴猶予率とは、起訴猶予人員 ÷ (起訴人員 + 起訴猶予人員) × 100 の計算式で得られた百分比を言う。

[資料2]

死刑は、刑事施設内において絞首して執行する刑罰である。
懲役は、受刑者を刑務所等の刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑罰であり、通常、矯正処遇が行われる。
罰金は、国に対して金銭を納付させる刑罰であり、矯正処遇は行われない。

[資料3]

2017年の裁判確定人員のうち、有罪となったものを刑種別にみると、死刑が2人、懲役が49185人、罰金が244701人、その他が4989人であった。

〔資料4〕

保護観察は、保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである保護司が協働して実施する(事案に応じて、複数の保護観察官又は保護司が担当する場合もある。)。保護観察官及び保護司は、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示、措置を執るなどの指導監督を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の補導援護を行う。

保護観察対象者は、(2)裁判所の決定により保護観察に付されている者(保護観察処分少年)、少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者(少年院仮退院者)……等である。

保護観察対象者は、保護観察期間中、遵守事項を遵守しなければならず、これに違反した場合には、……いわゆる不良措置が執られることがある。遵守事項には、全ての保護観察対象者が守るべきものとして法律で規定されている、住居を定めること等にかかる一般遵守事項と、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項とがある。

特別遵守事項は、主として次の5つの類型、すなわち、〈1〉犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしないこと、〈2〉健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行又は継続すること、〈3〉指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること、〈4〉特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けること……、〈5〉社会貢献活動……を一定の時間行うことの中から、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内で具体的に定めるものとされている。

〔資料 5〕

少年の被疑事件の場合、全件送致主義が採られているため、(1)は捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと料するときは、事件を原則として(2)裁判所へ送致しなければならない。

〔資料 6〕

少年のみを対象とする刑事制裁として、保護処分がある。保護処分のうち、主に利用されているのは、保護観察と少年院送致である。

このうち、保護観察に付されることが多いのは非行の程度が比較的軽い少年である。

【出典】

資料 1 ・ 資料 3 ・ 資料 4 : 法務省法務総合研究所編『平成 30 年版 犯罪白書』(昭和情報プロセス、2018 年)を出題に当たって一部改変した。

資料 2 ・ 資料 5 ・ 資料 6 : 出題者が作成した。

(以上)